

# 国立大学法人群馬大学情報化統括責任者等の整備に関する規程

平成20. 4. 17 制 定  
改正 平成23. 4. 1 平成26. 4. 1  
平成27. 4. 1 令和 3. 4. 1

## (目 的)

第1条 この規程は、国立大学法人群馬大学（以下「本学」という。）の情報化の在り方を検討し、学術情報基盤に係る将来構想及び基本方針を策定するため、情報化統括責任者（以下「CIO」という。）及び情報化統括責任者補佐（以下「CIO補佐」という。）の組織・体制の整備を図ることを目的とする。

## (C I O)

第2条 本学にCIOを置き、理事（研究・企画担当）をもって充てる。

2 CIOは、本学の情報化推進に関する業務について統括する。

## (C I O補佐)

第3条 CIOを補佐し、本学の情報化推進に関する業務を行うため、CIO補佐を置き、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 理事（総務・財務担当）
- (2) 総合情報メディアセンター長
- (3) 総合情報メディアセンターの主担当を命ぜられた教授
- (4) その他CIOが必要と認めた者 若干人

## (任 期)

第4条 前条第4号のCIO補佐の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、その任期は、当該CIO補佐を必要と認めたCIOの終期を超えることはできない。

## (雑 則)

第5条 この規程に定めるもののほか、CIO及びCIO補佐に関し必要な事項は、別に定める。

## (規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、役員会の議を経て、学長が行う。

## 附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。